

○農林水産省告示第千五百二十九号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四百四十四条第一項の規定に基づき、令和八年産の春植えばれいしょ、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和七年十月十四日

農林水産大臣 小泉 進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

「次のよう」の部分

都道府県名	北海道		
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が 適用となる地域
ばれいしょ	1 類	17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するもの(以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る春植えばれいしょにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 25,110円 22,600円 20,090円 17,580円 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円 うち免税対象農業者に係るもの 25,620円 23,060円 20,500円 17,930円 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円)	北海道の区域
	2 類	35,900円 32,310円 28,720円 25,130円 21,540円	北海道の区域
	3 類	68,300円 61,470円 54,640円 47,810円 40,980円	北海道の区域
	4 類	54,080円 48,670円 43,260円 37,860円 32,450円	北海道の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る春植えばれいしょにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 25,110円 22,600円 20,090円 17,580円 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円 うち免税対象農業者に係るもの 25,620円 23,060円 20,500円 17,930円 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円) 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 35,900円 32,310円 28,720円 25,130円 21,540円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 68,300円 61,470円 54,640円 47,810円 40,980円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 54,080円 48,670円 43,260円 37,860円 32,450円	北海道の区域
スイートコーン	1 類	34,290円 30,860円 27,430円 24,000円 20,570円	北海道の区域
	2 類	154,670円 139,200円 123,740円 108,270円 92,800円	北海道の区域
	3 類	食品加工用であるスイートコーン 34,290円 30,860円 27,430円 24,000円 20,570円 食品加工用以外の用途であるスイートコーン 154,670円 139,200円 123,740円 108,270円 92,800円	北海道の区域
かぼちゃ		107,800円 97,020円 86,240円 75,460円 64,680円	北海道の区域

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法(昭和22年法律第185号)第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	宮城県		
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
ばれいしょ	2 類	45,000円 40,500円 36,000円 31,500円 27,000円	宮城県の区域
	4 類	88,000円 79,200円 70,400円 61,600円 52,800円	宮城県の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 45,000円 40,500円 36,000円 31,500円 27,000円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 68,300円 61,470円 54,640円 47,810円 40,980円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 88,000円 79,200円 70,400円 61,600円 52,800円	宮城県の区域
	別記の第一区分に掲げる者	2,580円 2,320円 2,060円 1,810円 1,550円	宮城県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,960円 2,580円 2,320円 2,060円 1,810円	宮城県の区域
蚕繭	別記の第三区分に掲げる者	3,350円 2,960円 2,580円 2,320円 2,060円	宮城県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掲立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	山形県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に 掲げる者	2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	1,550円	山形県の区域
	別記の第二区分に 掲げる者	2,960円	2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	山形県の区域
	別記の第三区分に 掲げる者	3,350円	2,960円	2,580円	2,320円	2,060円	山形県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	福島県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
ばれいしょ	2 類	49,240円	44,320円	39,390円	34,470円	29,540円	福島県の区域
	4 類	79,380円	71,440円	63,500円	55,570円	47,630円	福島県の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 49,240円 44,320円 39,390円 34,470円 29,540円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 68,300円 61,470円 54,640円 47,810円 40,980円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 79,380円 71,440円 63,500円 55,570円 47,630円					福島県の区域
蚕繭	別記の第一区分に 掲げる者	2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	1,550円	福島県の区域
	別記の第二区分に 掲げる者	2,960円	2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	福島県の区域
	別記の第三区分に 掲げる者	3,350円	2,960円	2,580円	2,320円	2,060円	福島県の区域

別記：

- 第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者
- 第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者
- 第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	茨城県		
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が 適用となる地域
スイートコーン	2 類	194,150円 174,740円 155,320円 135,910円 116,490円	茨城県の区域
	3 類	食品加工用であるスイートコーン 34,290円 30,860円 27,430円 24,000円 20,570円 食品加工用以外の用途であるスイートコーン 194,150円 174,740円 155,320円 135,910円 116,490円	茨城県の区域
かぼちゃ		219,000円 197,100円 175,200円 153,300円 131,400円	茨城県の区域

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	栃木県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	1,550円	栃木県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,960円	2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	栃木県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,350円	2,960円	2,580円	2,320円	2,060円	栃木県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	群馬県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	1,550円	群馬県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,960円	2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	群馬県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,350円	2,960円	2,580円	2,320円	2,060円	群馬県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	埼玉県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
スイートコーン	2 類	258,190円	232,370円	206,550円	180,730円	154,910円	埼玉県の区域
	3 類	食品加工用であるスイートコーン 34,290円 30,860円 27,430円 24,000円 20,570円 食品加工用以外の用途であるスイートコーン 258,190円 232,370円 206,550円 180,730円 154,910円					埼玉県の区域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	1,550円	埼玉県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,960円	2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	埼玉県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,350円	2,960円	2,580円	2,320円	2,060円	埼玉県の区域

別記：

- 第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者
- 第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者
- 第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

1. この表においてスイートコーンに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
2. この表において「単位当たり」とは、スイートコーンについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	千葉県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	1,550円	千葉県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,960円	2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	千葉県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,350円	2,960円	2,580円	2,320円	2,060円	千葉県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	東京都						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
ばれいしょ	1 類	17,260円	15,530円	13,810円	12,080円	10,360円	東京都の区域
	2 類	35,900円	32,310円	28,720円	25,130円	21,540円	東京都の区域
	3 類	68,300円	61,470円	54,640円	47,810円	40,980円	東京都の区域
	4 類	54,080円	48,670円	43,260円	37,860円	32,450円	東京都の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 35,900円 32,310円 28,720円 25,130円 21,540円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 68,300円 61,470円 54,640円 47,810円 40,980円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 54,080円 48,670円 43,260円 37,860円 32,450円					東京都の区域
スイートコーン	1 類	34,290円	30,860円	27,430円	24,000円	20,570円	東京都の区域
	2 類	154,670円	139,200円	123,740円	108,270円	92,800円	東京都の区域
	3 類	食品加工用であるスイートコーン 34,290円 30,860円 27,430円 24,000円 20,570円 食品加工用以外の用途であるスイートコーン 154,670円 139,200円 123,740円 108,270円 92,800円					東京都の区域
かぼちゃ		107,800円	97,020円	86,240円	75,460円	64,680円	東京都の区域

備考：

1. この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
2. この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	長野県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
ばれいしょ	3 類	75,900円	68,310円	60,720円	53,130円	45,540円	長野県の区域
	4 類	106,160円	95,540円	84,930円	74,310円	63,700円	長野県の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 35,900円 32,310円 28,720円 25,130円 21,540円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 75,900円 68,310円 60,720円 53,130円 45,540円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 106,160円 95,540円 84,930円 74,310円 63,700円					長野県の区域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	1,550円	長野県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,960円	2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	長野県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,350円	2,960円	2,580円	2,320円	2,060円	長野県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	岐阜県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	1,550円	岐阜県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,960円	2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	岐阜県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,350円	2,960円	2,580円	2,320円	2,060円	岐阜県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	愛媛県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に 掲げる者	2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	1,550円	愛媛県の区域
	別記の第二区分に 掲げる者	2,960円	2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	愛媛県の区域
	別記の第三区分に 掲げる者	3,350円	2,960円	2,580円	2,320円	2,060円	愛媛県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	長崎県		
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が 適用となる地域
ばれいしょ	3 類	197,810円 178,030円 158,250円 138,470円 118,690円	長崎県の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 35,900円 32,310円 28,720円 25,130円 21,540円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 197,810円 178,030円 158,250円 138,470円 118,690円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 148,420円 133,580円 118,740円 103,890円 89,050円	長崎県の区域

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	熊本県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
ばれいしょ	3 類	86,430円	77,790円	69,140円	60,500円	51,860円	熊本県の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 39,010円 35,110円 31,210円 27,310円 23,410円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 86,430円 77,790円 69,140円 60,500円 51,860円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 54,080円 48,670円 43,260円 37,860円 32,450円					熊本県の区域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	1,550円	熊本県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,960円	2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	熊本県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,350円	2,960円	2,580円	2,320円	2,060円	熊本県の区域

別記：

- 第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者
- 第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者
- 第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	宮崎県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
ばれいしょ	2 類	60,480円	54,430円	48,380円	42,340円	36,290円	宮崎県の区域
スイートコーン	2 類	328,410円	295,570円	262,730円	229,890円	197,050円	宮崎県の区域

備考：

- 1. この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第 1 項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- 2. この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	鹿児島県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
ばれいしょ	2 類	62,090円	55,880円	49,670円	43,460円	37,250円	鹿児島県の区域
	4 類	173,490円	156,140円	138,790円	121,440円	104,090円	鹿児島県の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ					鹿児島県の区域
		17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円					
		春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ					
62,090円 55,880円 49,670円 43,460円 37,250円							
	春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ						
	68,300円 61,470円 54,640円 47,810円 40,980円						
	春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ						
	173,490円 156,140円 138,790円 121,440円 104,090円						

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。